

第1回 岡山県最低賃金専門部会 資料

資料目次

- 1 岡山県の生活保護費と最低賃金について・・・・・・・・・・資料No. 1
- 2 生活保護と最低賃金（全国）・・・・・・・・・・資料No. 2

岡山県の生活保護費と最低賃金について (令和5年度データに基づく比較)

1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額982円
- (3) 発 効 日 令和6年10月2日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（100,705円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和6年10月2日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

(注) 1箇月換算額

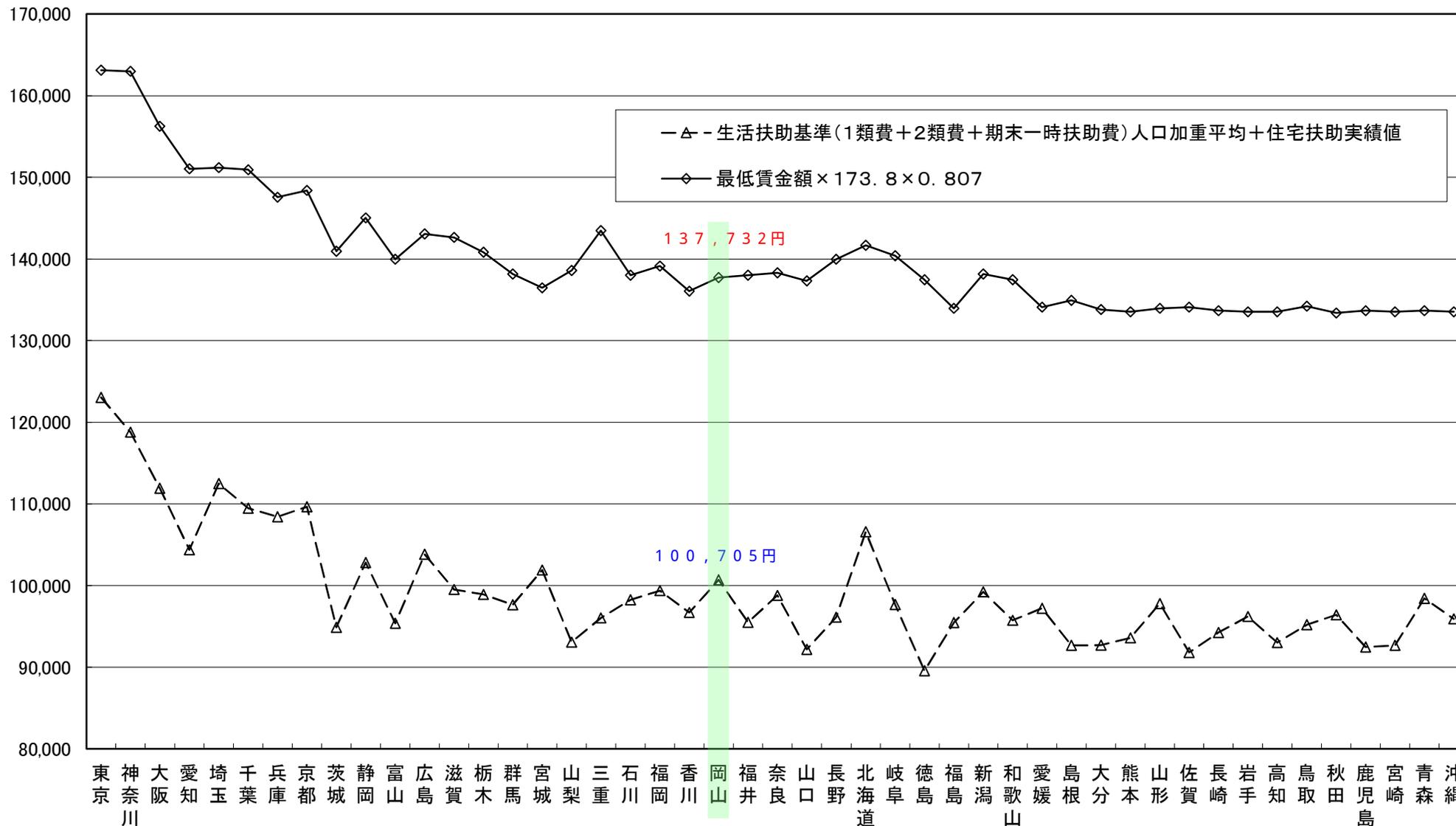
$$982 \text{円 (岡山県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.807 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 137,732 \text{円}$$

※令和7年7月22日に開催された中央最低賃金審議会第2回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。

生活保護と最低賃金

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



注1)生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)は18~19歳単身のものである。

注2)生活扶助基準は冬季加算を含めて算出。

注3)生活保護のデータは2023年度、最低賃金のデータは2024年度のものである。

注4)0.807は時間額893円で月173.8時間働いた場合の2023年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。

都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析

	2023年度 データに基 づく乖離額	2024年度 地域別最低 賃金引上げ額	最新の 乖離額 (C) (=A-B)	昨年度の 目安小委で 示した乖離額 (D)	(E) (=C-D)	乖離の変動額			
						最低賃金の 引上げ による影響額 (e1)	可処分所得 比率の変動 (0.807→0.807) による影響額 (e2)	生活扶助基準の 見直し、国勢調 査の更新による 影響額 (e3)	住宅扶助実績値 の増減による 影響額 (e4)
(A)	(B)	(C) (=A-B)	(D)	(E) (=C-D)	(E) (=C-D)	(E) (=C-D)	(E) (=C-D)	(E) (=C-D)	(E) (=C-D)
北海道	△200	50	△250	△168	△82	△50	0	△6	2
青森	△196	55	△251	△162	△89	△55	0	△9	2
岩手	△207	59	△266	△180	△86	△59	0	△9	2
宮城	△196	50	△246	△165	△81	△50	0	△6	3
秋田	△210	54	△264	△175	△88	△54	0	△9	1
山形	△203	55	△258	△170	△88	△55	0	△9	4
福島	△219	55	△274	△189	△85	△55	0	△10	2
茨城	△276	52	△328	△243	△85	△52	0	△7	2
栃木	△249	50	△299	△218	△81	△50	0	△9	2
群馬	△239	50	△289	△211	△78	△50	0	△9	3
埼玉	△226	50	△276	△192	△84	△50	0	△6	1
千葉	△245	50	△295	△209	△86	△50	0	△6	0
東京都	△236	50	△286	△195	△90	△50	0	0	1
神奈川県	△265	50	△315	△226	△89	△50	0	△1	1
新潟	△224	54	△278	△191	△87	△54	0	△8	0
富山	△268	50	△318	△243	△75	△50	0	△9	6
石川	△232	51	△283	△200	△83	△51	0	△8	2
福井	△250	53	△303	△219	△84	△53	0	△10	2
山梨	△274	50	△324	△246	△78	△50	0	△9	3
長野	△263	50	△313	△231	△82	△50	0	△8	0
岐阜	△254	51	△305	△221	△83	△51	0	△7	1
静岡	△251	50	△301	△219	△82	△50	0	△8	0
愛知県	△283	50	△333	△249	△84	△50	0	△5	2
三重	△288	50	△338	△259	△79	△50	0	△8	3
滋賀	△257	50	△307	△225	△82	△50	0	△9	△1
京都	△226	50	△276	△191	△86	△50	0	△3	1
大阪	△266	50	△316	△227	△89	△50	0	△1	1
兵庫県	△228	51	△279	△191	△88	△51	0	△2	2
奈良	△232	50	△282	△201	△81	△50	0	△9	1
和歌山	△246	51	△297	△216	△81	△51	0	△9	1
鳥取	△221	57	△278	△189	△89	△57	0	△9	5
島根	△243	58	△301	△209	△92	△58	0	△9	3
岡山	△214	50	△264	△182	△82	△50	0	△6	3
広島	△230	50	△280	△193	△86	△50	0	△4	△1
山口	△271	51	△322	△238	△84	△51	0	△5	2
徳島	△257	84	△341	△226	△115	△84	0	△7	2
香川	△229	52	△281	△204	△77	△52	0	△8	7
愛媛	△204	59	△263	△168	△95	△59	0	△8	0
高知	△234	55	△289	△196	△92	△55	0	△6	0
福岡	△233	51	△284	△196	△88	△51	0	△3	1
佐賀	△245	56	△301	△206	△95	△56	0	△7	0
長崎	△226	55	△281	△188	△92	△55	0	△6	1
熊本	△231	54	△285	△194	△91	△54	0	△6	2
大分	△238	55	△293	△201	△92	△55	0	△7	2
宮崎	△236	55	△291	△201	△90	△55	0	△8	1
鹿児島	△238	56	△294	△204	△90	△56	0	△9	1
沖縄	△212	56	△268	△177	△91	△56	0	△9	0

※1 最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。
 ※2 最低賃金と生活保護水準との乖離額を算出するには、月額を時間額に換算する際に端数処理を行うため、必ずしもE=e1+e2+e3+e4とならない。